

第六次大野市障がい者計画・第8期大野市障がい福祉計画・ 第4期大野市障がい児福祉計画の策定について

1. 近年の国の動向

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。日本では、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障がい者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図られました。また、平成24（2012）年10月には「障害者虐待防止法」、平成25（2013）年には「障害者総合支援法」、平成28（2016）年4月には「障害者差別解消法」、同年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への意思決定支援と権利擁護が進められてきました。平成28（2016）年には、発達障がいのある人への支援を充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。さらに、平成30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのあるこどもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

令和元（2019）年以降も「読書バリアフリー法」、「医療的ケア児支援法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「手話施策推進法」の施行等、障がい者支援や障がい福祉の充実に向けた取組が行われています。

《障がい者支援や障がい福祉をめぐる国の主な動き》

年	近年の主な動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（4月1日） バリアフリー法の施行（12月20日）
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者虐待防止法の施行（10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約の発効（2月19日）
平成27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（1月1日）
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 成年後見制度利用促進法の施行（5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行（4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6月13日）
令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和6（2024）年	改正障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和7（2025）年	手話施策推進法の施行（6月25日）
令和8（2026）年	高次脳機能障害者支援法施行（4月1日）

2. 国の基本計画について

国では、障害者基本法第 11 条に基づき「障害者基本計画（第 5 次）」（計画期間：令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）を策定し、障がい者施策の最も基本的な計画として位置づけています。

本市においても国の動向を踏まえて「第六次大野市障がい者計画」を策定することとします。

■第 5 次障害者基本計画 概要

I 計画の位置づけ・概要		
【位置づけ】 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第 11 条に基づき策定）		
【計画期間】 令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間		
II 総論の主な内容		
1. 基本理念 ・共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去する。 2. 基本原則 ・地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 3. 社会情勢の変化 ・2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承 ・新型コロナウイルス感染症拡大とその対応 ・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs）	4. 各分野に共通する横断的視点 ・条約の理念の重要及び整合性の確保 ・共生社会の実現に資する取組の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ・障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進 ・PDCA サイクル等を通じた実効性のある取組の推進 5. 施策の円滑な推進 ・連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進	
III 各論の主な内容（11 の分野）		
①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	②安全・安心な生活環境の整備	③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
④防災、防犯等の推進	⑤行政等における配慮の充実	⑥保健・医療の推進
⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進	⑧教育の振興	⑨雇用・就業、経済的自立の支援
⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興	⑪国際社会での協力・連携の推進	

資料：内閣府「第 5 次障害者基本計画」概要をもとに作成

3. 本市の計画の位置づけ

○ 第六次大野市障がい者計画 ※計画期間：令和9（2027）年度～令和14（2031）年度

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者施策全般の理念や基本的な方針等を定める計画です。

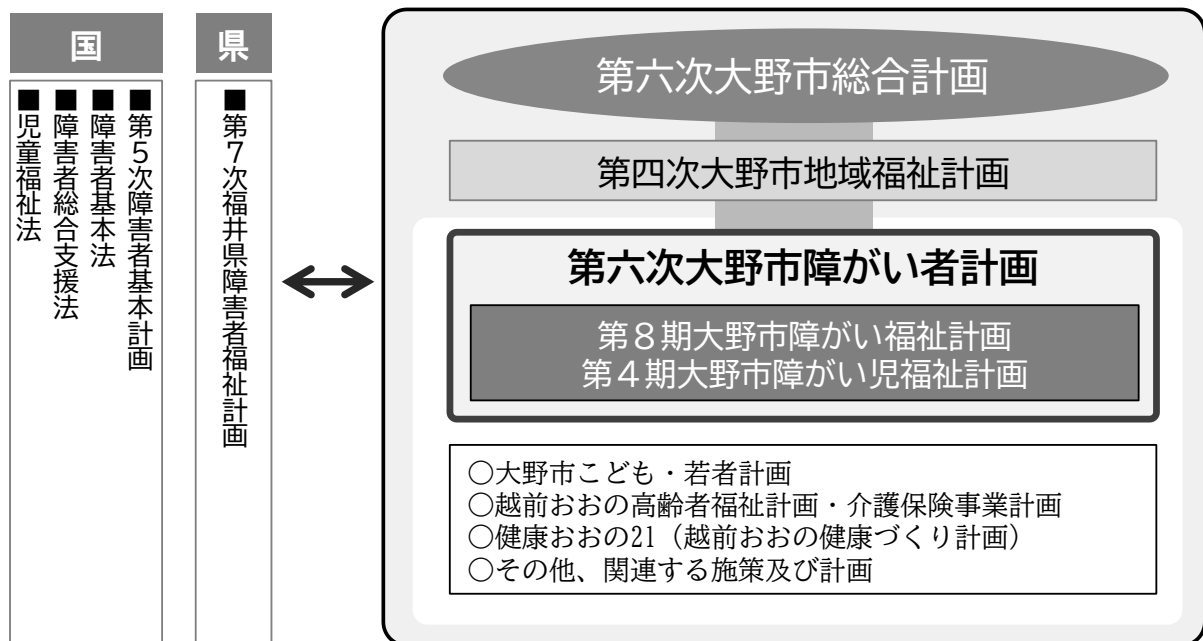
○ 第8期大野市障がい福祉計画 ※計画期間：令和9（2027）年度～令和11（2029）年度

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

○ 第4期大野市障がい児福祉計画 ※計画期間：令和9（2027）年度～令和11（2029）年度

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施と確保策を定める計画です。

《計画の位置づけ》



4. 国の基本的な指針について

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、令和 8（2026）年 3 月に改正され、令和 9（2027）年 4 月 1 日より適用される基本指針に沿って、「第 8 期大野市障がい福祉計画・第 4 期大野市障がい児福祉計画」を策定することとします。

■「基本指針」見直しの主な事項 ※こども家庭庁・厚生労働省告示（令和 8 年 3 月 31 日）

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備

- ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4 つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・ のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実・強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・ 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・ 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・ 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設

- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用への要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

5. 「成果目標」について

令和 8（2026）年 3 月に改正され、令和 9（2027）年 4 月 1 日より適用される基本指針においては、令和 11（2029）年度を目標年度とした「成果目標」の設定が定められていることから、「第 8 期大野市障がい福祉計画・第 4 期大野市障がい児福祉計画」の策定については、次に掲げる事項に係る成果目標の設定を検討していく必要があります。

■ 基本指針による「成果目標」 ※こども家庭庁・厚生労働省告示（令和 8 年 3 月 31 日）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:令和 7 年度末施設入所者数の 6 %以上
- ・施設入所者数:令和 7 年度末の 5 %以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数:319.3 日以上
- ・精神病床における 1 年以上入院患者数
- ・精神病床への 30 日以上の再入院率:退院後 90 日時点 10.3%以下、退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数:令和 15 年度末までに 100 万人以上【新規】
- ・K 6 により住民のこころの状態を把握【新規】

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数:令和 6 年度実績の 1.31 倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所:就労移行支援事業所の 5 割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数:令和 6 年度末実績の 1.47 倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合:2 割 5 分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和 11 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4 つの中核機能を確保:各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置:各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定:各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築:各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した

事業所の確保:各市町村又は圏域

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置:各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置:各都道府県・政令市・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保:各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備:各都道府県（必要に応じて政令市）【新規】

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

6. 「活動指標」について

令和8（2026）年3月に改正され、令和9（2027）年4月1日より適用される基本指針においては、令和11（2029）年度を目標年度とした「活動指標」の設定が定められていることから、「第8期大野市障がい福祉計画・第4期大野市障がい児福祉計画」の策定については、次に掲げる事項に係る活動指標の設定を検討していく必要があります。

■ 基本指針による「活動指標」 ※こども家庭庁・厚生労働省告示（令和8年3月31日）

①施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数
- 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】

- 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）
- 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】（都道府県）
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

⑥高次脳機能障害者に対する支援【新規】

（都道府県）

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 【新規】
(市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 【新規】

⑩障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
(都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

【参考】近年の県の動向

■県の動向：福井県障がい者福祉計画の概要

福井県障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」として作成した計画で、名称を「ふくい共生社会実現プラン」としています。計画は、平成30（2018）年度に施行された、県の障がい者施策の基本理念や方向性を定めた「障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」の実施計画として位置づけ策定したものです。

1. 計画の概要

計画名称	ふくい共生社会実現プラン ～第7次福井県障がい者福祉計画～
計画期間	令和5（2023）年度～令和9（2027）年度（5年間） ※障害福祉計画・障害児福祉計画部分は令和6～8年度
法的根拠	障害者基本法第11条第2項／障害者総合支援法／児童福祉法 ※「福井県共生社会条例」の実施計画として位置づけ

2. 計画の体系

障がい者福祉計画（基本計画） 計画期間：令和5～9年度（5年間） 根拠：障害者基本法 内容：基本理念・基本目標・重点施策（31施策）の方向性を規定	障害福祉計画・障害児福祉計画 計画期間：令和6～8年度（第7期） 根拠：障害者総合支援法・児童福祉法 内容：サービス見込量・成果目標等の数値目標を規定
---	---

3. 施策の柱

基本目標1 共に生きる社会の実現 - 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進 - 意思疎通支援及び意思決定支援の充実 - 当事者参画・福祉教育の推進 - インクルーシブ教育の充実	基本目標2 自分らしく活躍し生き生きと生活する 「幸せ就労」の推進（フクション！プロジェクト） - 一般就労に向けた支援の強化 - 障がい者スポーツ及び文化芸術活動の振興 - 心の健康づくりの推進
基本目標3 障がい特性に応じた環境づくり - 福祉・医療を支える人材の確保及び定着 - 医療的ケア児者・重症心身障がい児者への支援 - 強度行動障がい・発達障がい支援体制の整備 - 相談支援体制及び精神科医療体制の充実	基本目標4 安心・安全に暮らせるまちづくり - バリアフリー化・心のバリアフリーの推進 - 個別避難計画策定等の防災対策の推進 - 感染症対策及び防犯対策の推進

4. 主な数値目標（成果目標）

成果目標	基準値	目標値（R8 末）	備考
施設入所者の地域生活移行	1,268 人（R4 末）	1,242 人・57 人以上移行	26 人削減
一般就労への移行者数	114 人（R3 実績）	155 人	1.36 倍
地域生活支援拠点等の整備	13 市町（R5 末見込）	17 市町（全市町）	面的整備
基幹相談支援センター設置	11 市町（R5 末）	17 市町（全市町）	全市町設置
児童発達支援センター設置	12 市町（R5 末）	17 市町（全市町）	全市町設置

5. 県計画で定める特徴・重点

特徴① 条例との一体的推進

「福井県共生社会条例」（2018 年制定）の実施計画として位置づけ。合理的配慮の提供促進及び県独自標章（ハートフル専用パーキング等）の普及を重視しています。

特徴② 「幸せ就労」の独自展開

賃金向上にとどまらず働く喜びを追求する「フクション！プロジェクト」を展開。就労継続支援 B 型平均工賃 25,000 円（全国 1 位水準の維持・向上）を目標としています。

特徴③ 地域実態への対応

手帳所持者の 60.4%を高齢者が占める高齢化の進行及び精神・知的障がい者の増加傾向（精神手帳：5 年間で 24.3%増）を踏まえた体制整備を重点と位置付けています。

資料：福井県「ふくい共生社会実現プラン～第 7 次福井県障がい者福祉計画～」（令和 5 年 3 月）をもとに作成

新たな計画策定のための アンケート調査結果の概要（18 歳以上）

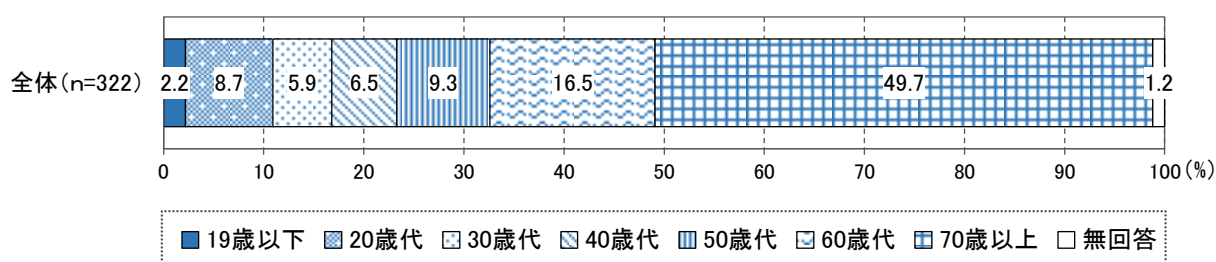
◆調査期間：令和8年2月5日～2月20日

配布方法	配布数	回収数	回収率
郵送法	500 票	322 票	64.4%

（1）年齢や家族等の状況

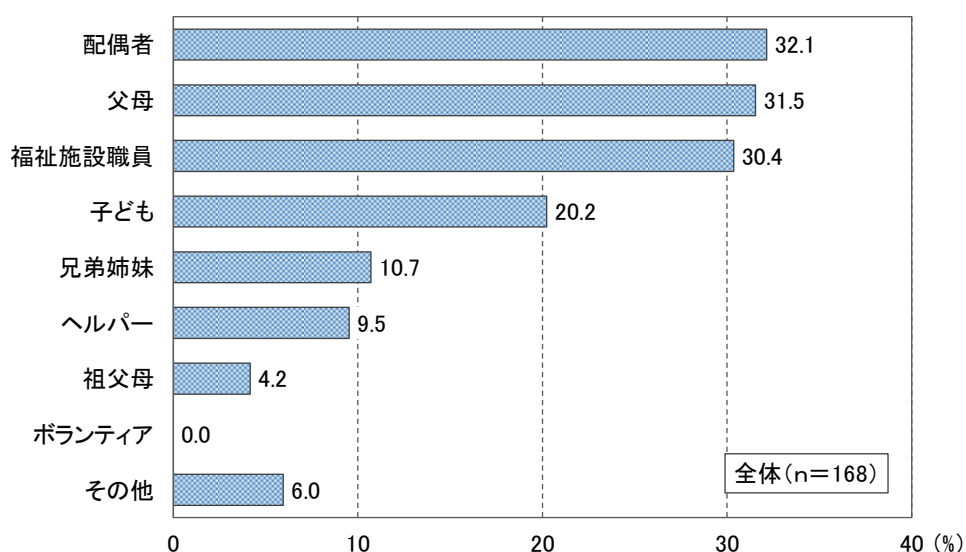
① 年齢（単数回答）

年齢は、「70 歳以上」が 49.7%と最も高く、次いで、「60 歳代」（16.5%）、「50 歳代」（9.3%）の順となっています。



② 介助者（複数回答）

介助してくれる方は、「配偶者」が 32.1%と最も高く、次いで、「父母」（31.5%）、「福祉施設職員」（30.4%）の順となっています。

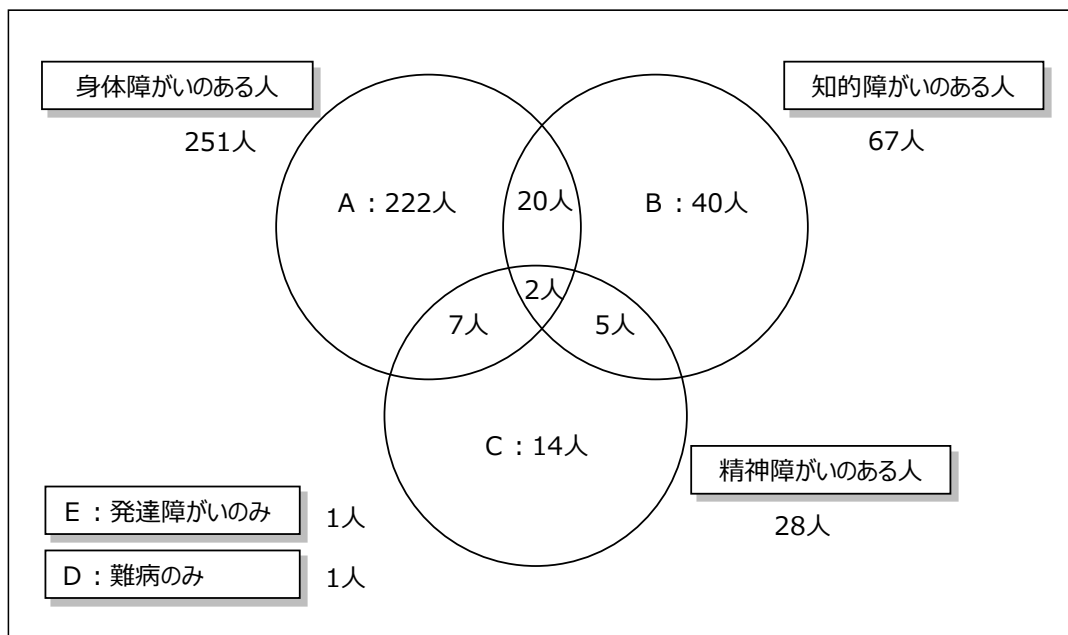


(2) 障がいの状況について

① 調査対象者のプロフィール（複数回答）

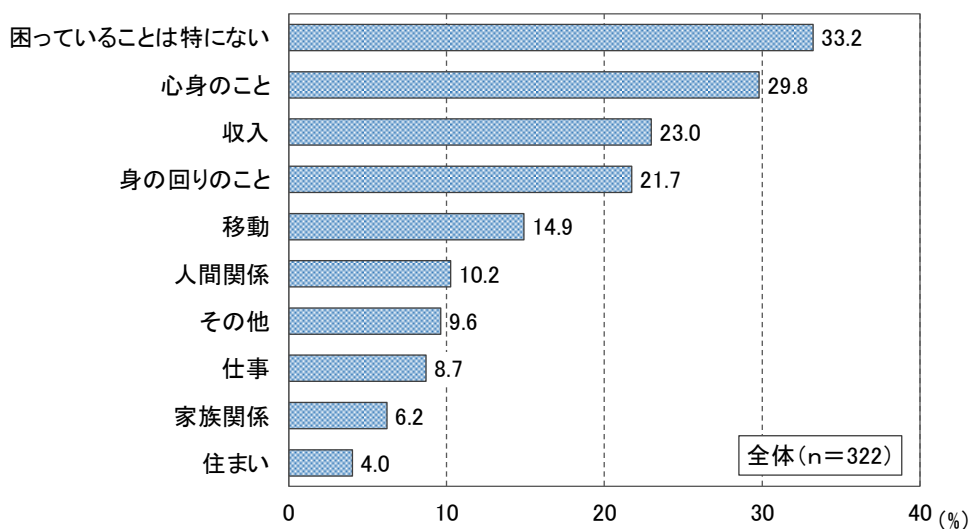
322 人のうち、身体障がいのある人が 251 人、知的障がいのある人が 67 人、精神障がいのある人が 28 人となっています。また、複数の障がいを併せ持つ方も一定数おり、身体障がいと知的障がいの重複は 20 人、知的障がいと精神障がいの重複は 5 人、3 障がいの重複は 2 人となっています。

難病のみは 1 人、発達障がいのみは 1 人となっています。



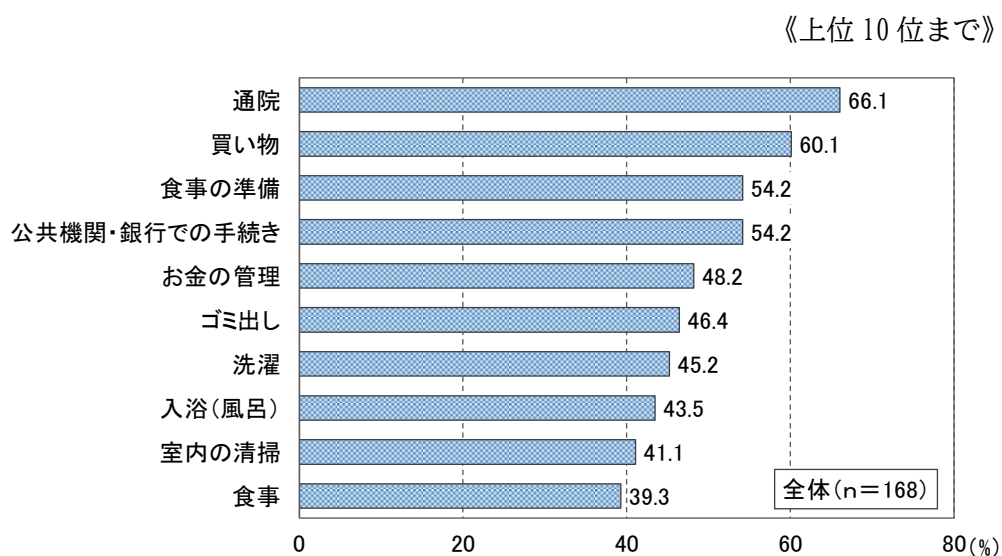
② 日常生活での困りごと（複数回答）

日常生活での困りごとについては、「困っていることは特にない」が 33.2%と最も高く、次いで、「心身のこと」(29.8%)、「収入」(23.0%) の順となっています。



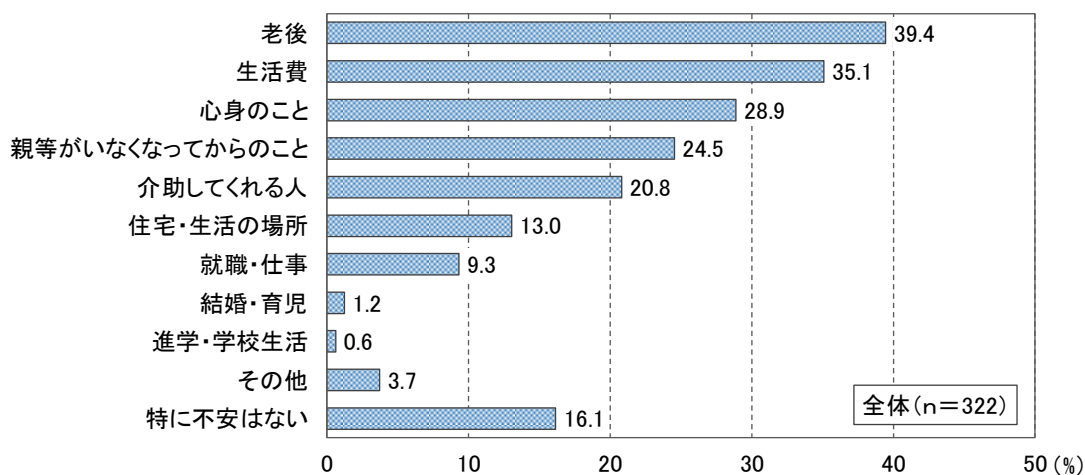
③ 日常生活における介助や手助け（複数回答）

「通院」が66.1%と最も高く、次いで、「買い物」（60.1%）、「食事の準備」・「公共機関・銀行での手続き」（54.2%で同率）の順となっています。



④ 今後の生活に対する不安（複数回答）

今後の生活に対する不安については、「老後」が39.4%と最も高く、次いで、「生活費」（35.1%）、「心身のこと」（28.9%）の順となっています。



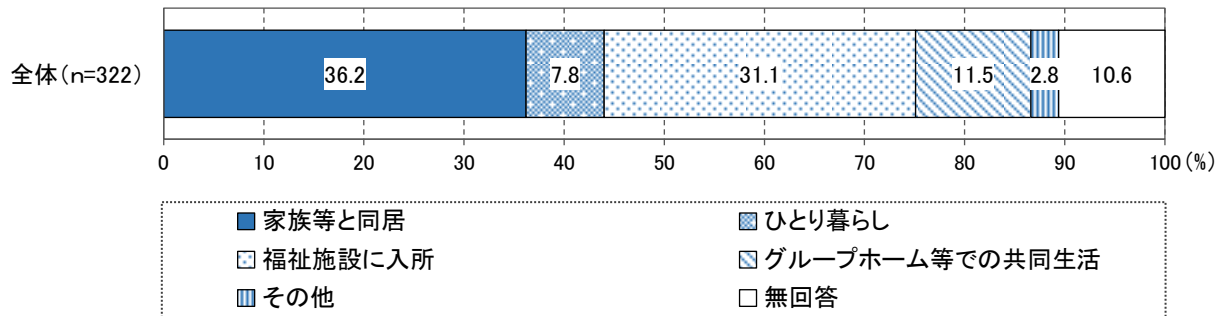
◆ 介助（支援）を行っている方の悩みや不安に関するポイント

- ・ 今後の生活に対する不安については、「老後」が最も高く、「生活費」、「心身のこと」と続いています。また、「親等がいなくなること」や「介助してくれる人」も2割以上となっており、将来の生活基盤や支え手がないことへの不安がうかがえます。
- ・ 障がいのある方が将来にわたって安心して暮らせるよう、経済的支援の充実とあわせて、介助者の負担軽減や緊急時・将来の生活を見通した体制整備を進める必要があります。

(3) 将来の暮らしについて

① 介助が必要になったとき、又は将来どのように生活したいか（単数回答）

「家族等と同居」が36.2%と最も高く、次いで、「福祉施設に入所」（31.1%）、「グループホーム等での共同生活」（11.5%）の順となっています。家族との同居を希望する方が最多である一方、施設入所やグループホームを合わせると約4割が地域の中での共同・施設生活を希望しており、多様な暮らしの場に対するニーズが存在することがわかります。



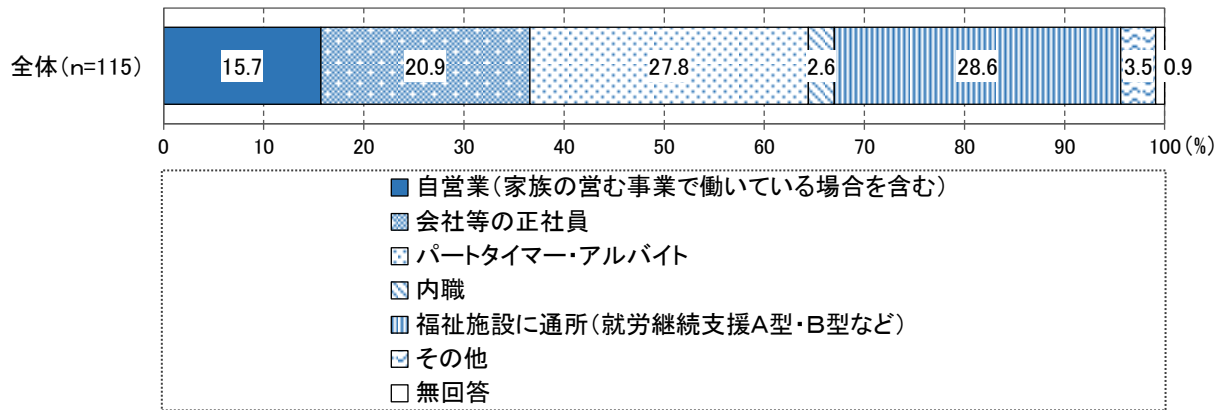
◆将来の暮らしに関するポイント

- ・将来の生活希望において「福祉施設に入所」と「グループホーム等での共同生活」を合わせると約4割が住まいの場としての施設・共同生活を希望しており、居住の場の確保が重要な課題であることがわかります。
- ・一方で「家族等と同居」を希望する方が最多であることから、在宅で生活する障がいのある方とその家族を支える介助・相談支援体制の充実が引き続き必要です。

(4) 就労・日中活動について

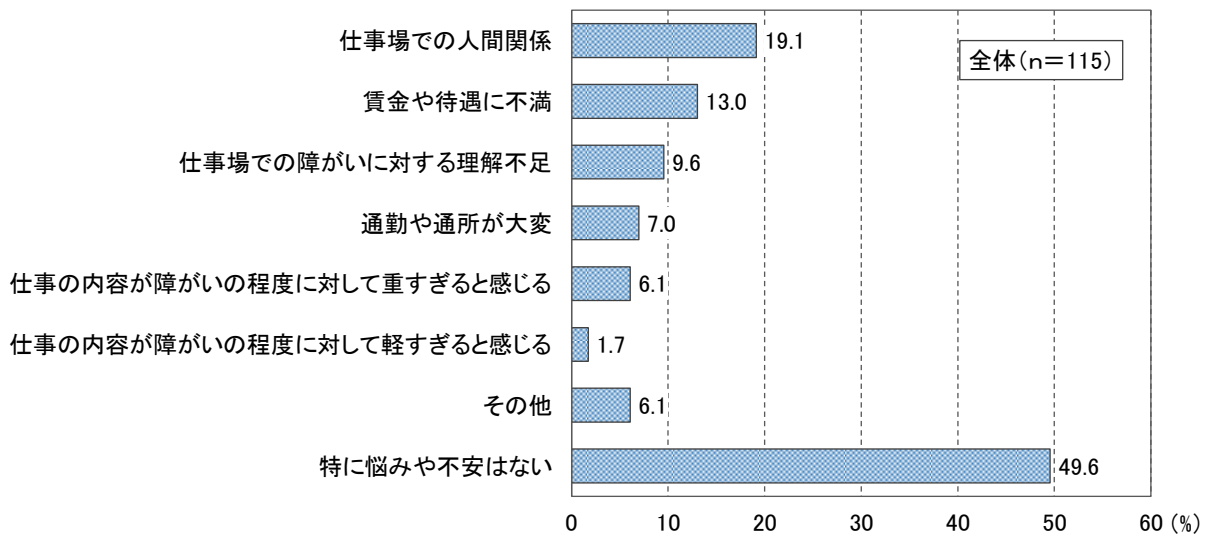
① 就労状況（単数回答） ※仕事に就いている方のみ

「福祉施設に通所（就労継続支援A型・B型など）」が28.6%と最も高く、次いで、「パートタイマー・アルバイト」（27.8%）、「会社等の正社員」（20.9%）の順となっています。



② 現在就いている仕事について、悩みや不安、不満（複数回答）

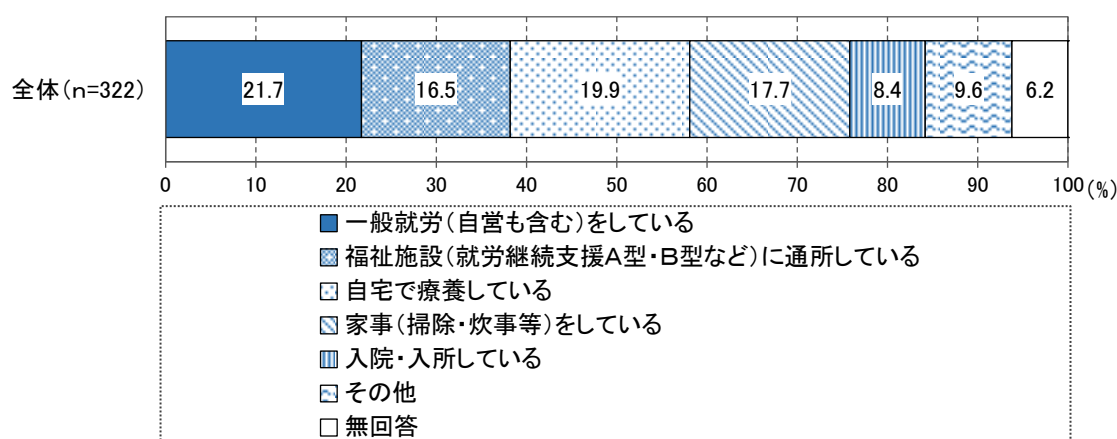
「特に悩みや不安はない」が49.6%と最も高くなっていますが、それ以外で見ると、「職場での人間関係」が19.1%と最も高く、次いで、「賃金や待遇に不満」（13.0%）、「職場での障がいに対する理解不足」（9.6%）の順となっています。



③ 日中の過ごし方（単数回答）

「一般就労（自営も含む）をしている」が21.7%と最も高く、次いで「自宅で療養している」（19.9%）、「家事（掃除・炊事等）をしている」（17.7%）、「福祉施設（就労継続支援A型・B型など）に通所している」（16.5%）の順となっています。

一般就労と福祉的就労を合わせると約4割が就労・通所の形で日中活動を行っている一方、自宅療養や家事を主な活動とする方も合わせて約4割おり、日中の居場所・活動支援の充実も課題です。



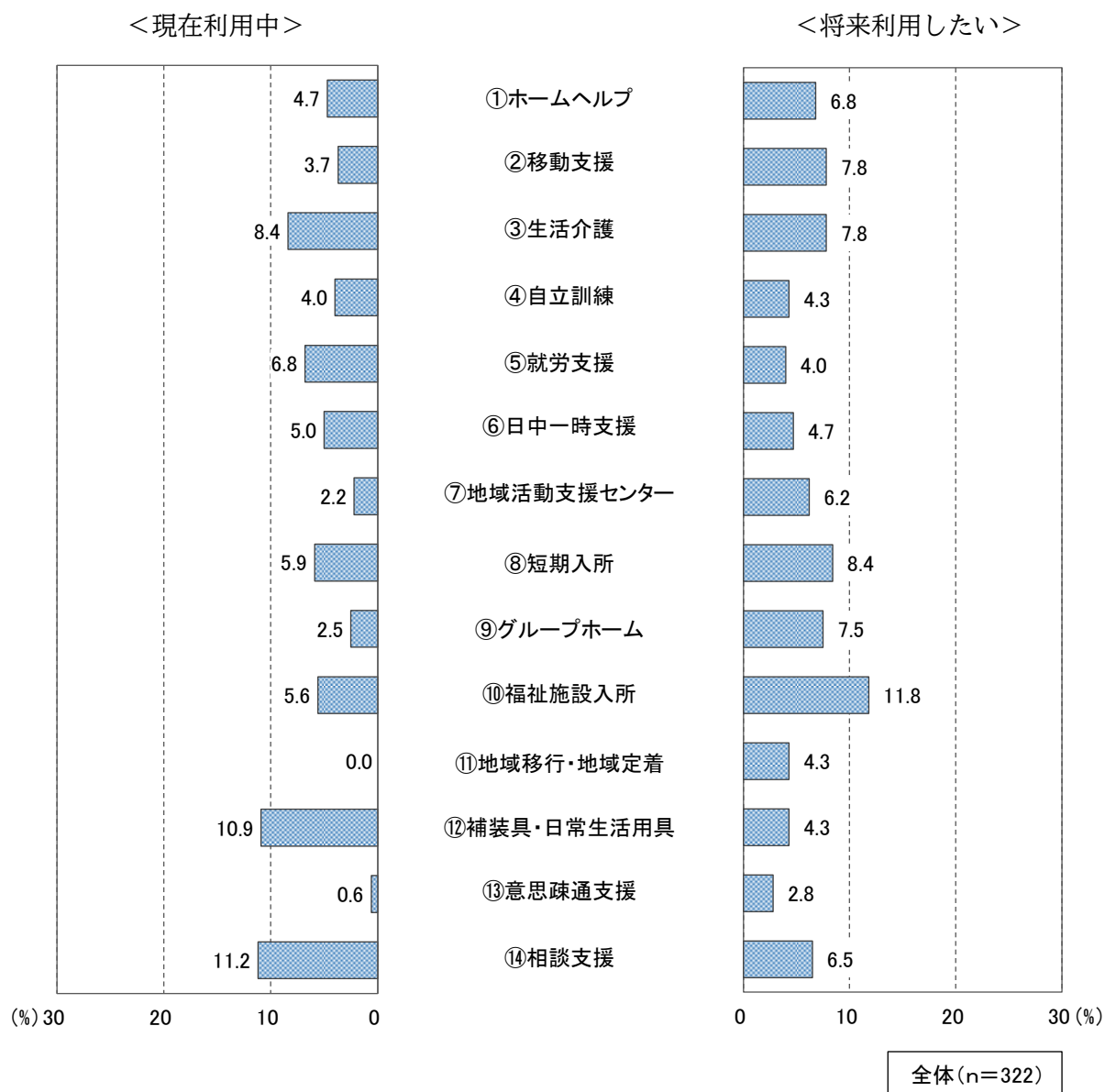
◆日中活動に関するポイント

- ・ 日中活動の状況をみると、一般就労・福祉的就労を合わせた就労・通所層が約4割を占めている一方、自宅療養・家事層も同程度の割合となっています。就労している方の悩みとしては「仕事場での人間関係」や「賃金や待遇に不満」が上位を占めており、職場定着に向けた支援や障がいへの理解促進が求められます。
- ・ 就労していない方が日中を過ごす場や活動の機会を確保するため、日中活動の場の充実が課題となっています。

(5) 障害福祉サービス等の利用について（複数回答）

現在利用中の福祉サービスについては、「⑭相談支援」が11.2%と最も高く、次いで、「⑫補装具・日常生活用具」（10.9%）、「③生活介護」（8.4%）の順となっています。

また、将来利用したい福祉サービスについては、「⑩福祉施設入所」が11.8%と最も高く、次いで、「⑧短期入所」（8.4%）、「②移動支援」・「③生活介護」（7.8%で同率）の順となっています。



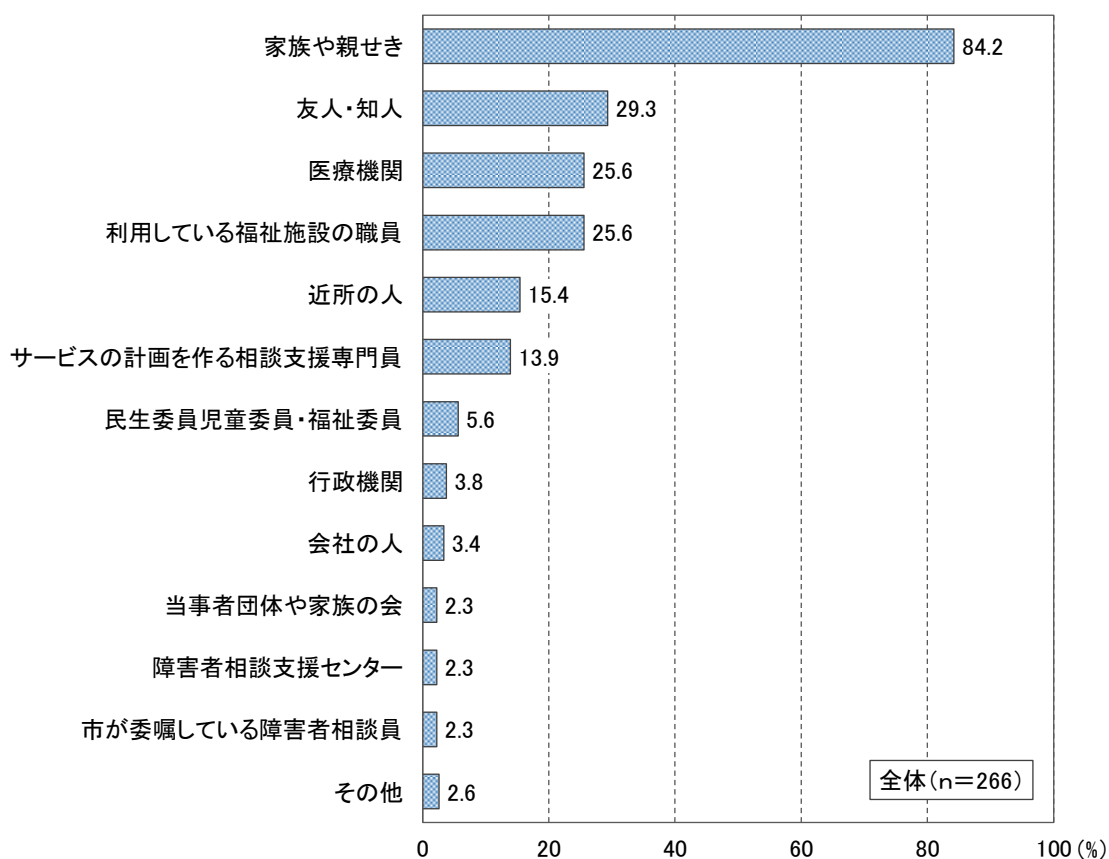
◆障害福祉サービス等の利用に関するポイント

- ・現在利用中のサービスでは、「⑭相談支援」と「⑫補装具・日常生活用具」の割合が高く、相談支援と福祉用具への依存度が高い実態がうかがえます。一方、将来利用したいサービスでは「⑩福祉施設入所」が最も高く、「⑧短期入所」、「②移動支援」・「③生活介護」が続いています。
- ・現在の利用率と比べて将来ニーズが大きく上回るサービスとして、福祉施設入所（現在 5.6% → 将来 11.8%）、グループホーム（現在 2.5% → 将来 7.5%）、地域移行・地域定着（現在 0.0% → 将来 4.3%）や移動支援（現在 3.7% → 将来 7.8%）が挙げられており、地域生活を支える居住の場の確保及び移動支援の充実が課題となっています。

(6) 相談相手や情報の入手について

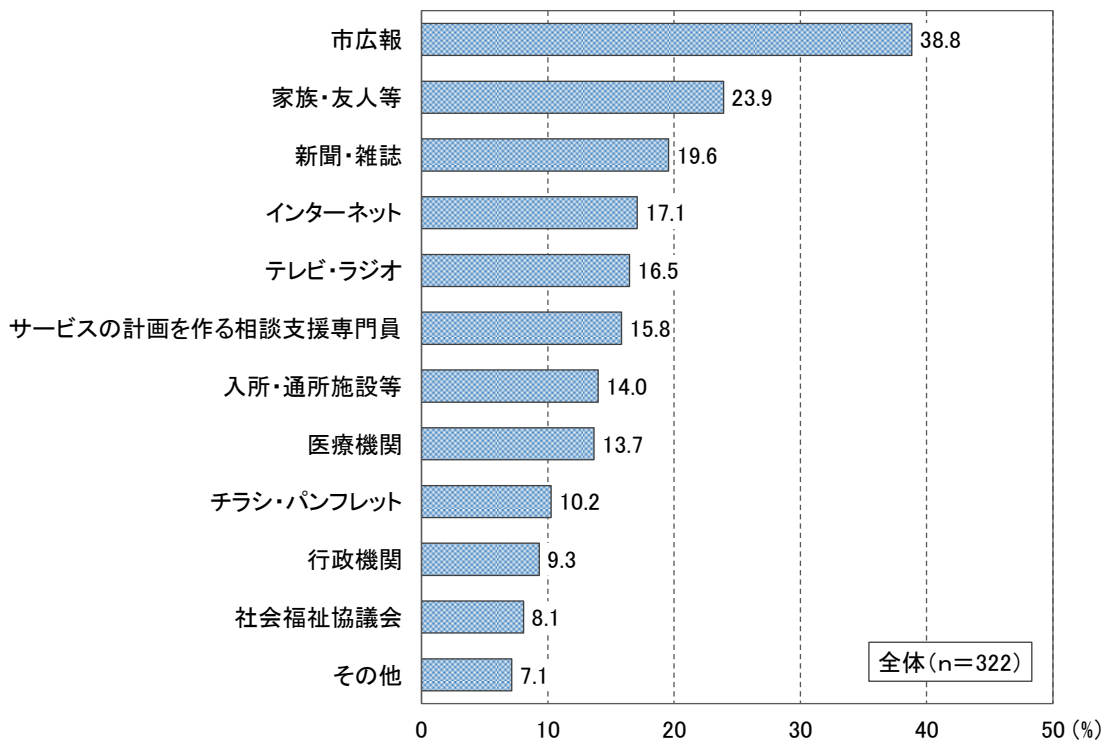
① 悩みや困ったことの相談相手（複数回答）

相談相手は、「家族や親せき」が 84.2%と最も高く、次いで、「友人・知人」(29.3%)、「医療機関」・「利用している福祉施設の職員」(25.6%で同率)の順となっています。



② 福祉サービスなどの情報の入手先（複数回答）

情報の入手先は、「市広報」が38.8%と最も高く、次いで、「家族・友人等」（23.9%）、「新聞・雑誌」（19.6%）の順となっています。



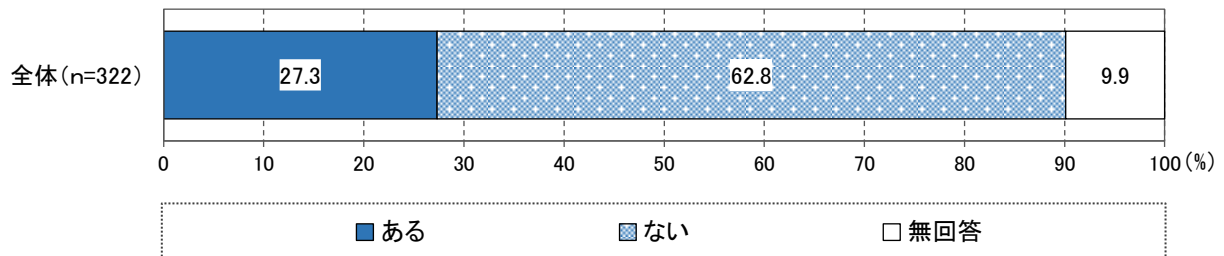
◆相談相手や情報の入手に関するポイント

- ・悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親せき」が84.2%と高く、身近なインフォーマルな支援に依存する傾向がうかがえます。一方、「行政機関」や「障害者相談支援センター」等、公的相談窓口の利用は低い水準です。障がいのある方が必要なときに専門的相談につながれるよう、公的相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりが求められます。
- ・情報入手先については「市広報」が最も高い一方、インターネットの活用は17.1%にとどまっており、障がいの種別や年齢層に応じた多様な情報提供手段の確保が必要です。

(7) 権利擁護について

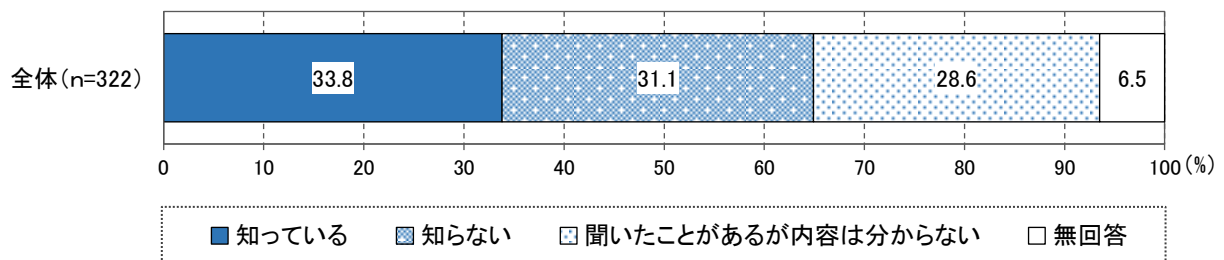
① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無（単数回答）

差別や嫌な思いをした経験は、「ない」が62.8%と高く、「ある」が27.3%となっています。



② 成年後見制度の認知度（単数回答）

成年後見制度について、「知っている」が33.8%と最も高く、次いで、「知らない」(31.1%)、「聞いたことがあるが内容は分からない」(28.6%)の順となっています。



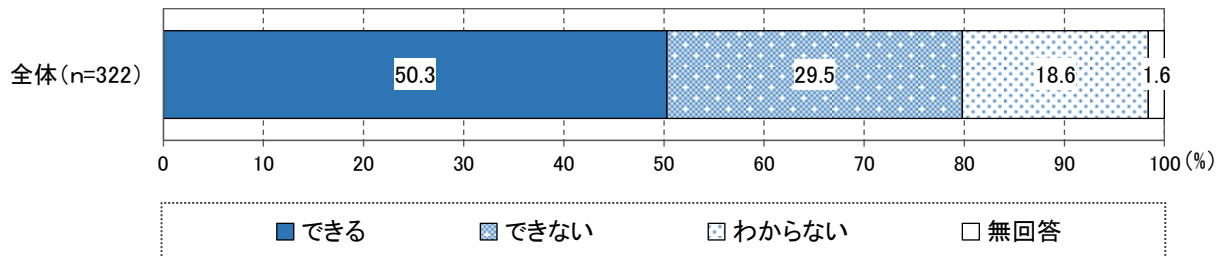
◆権利擁護に関するポイント

- ・差別や嫌な思いをした経験が「ある」と回答した方は27.3%と、約4人に1人が差別・不快な経験をしていることがわかります。障がいによる差別や偏見をなくすため、障がいに関する正しい理解の普及啓発に継続的に取り組む必要があります。また、障がいを理由とする差別の解消を推進する「障害者差別解消法」の趣旨が地域に浸透するよう市民意識の向上を図ることが必要です。
- ・成年後見制度については「知らない」と「聞いたことがあるが内容は分からない」を合わせると約6割が制度を十分に理解していない状況にあり、制度の周知と利用促進に向けた取組の強化が求められます。

(8) 災害時の避難等について

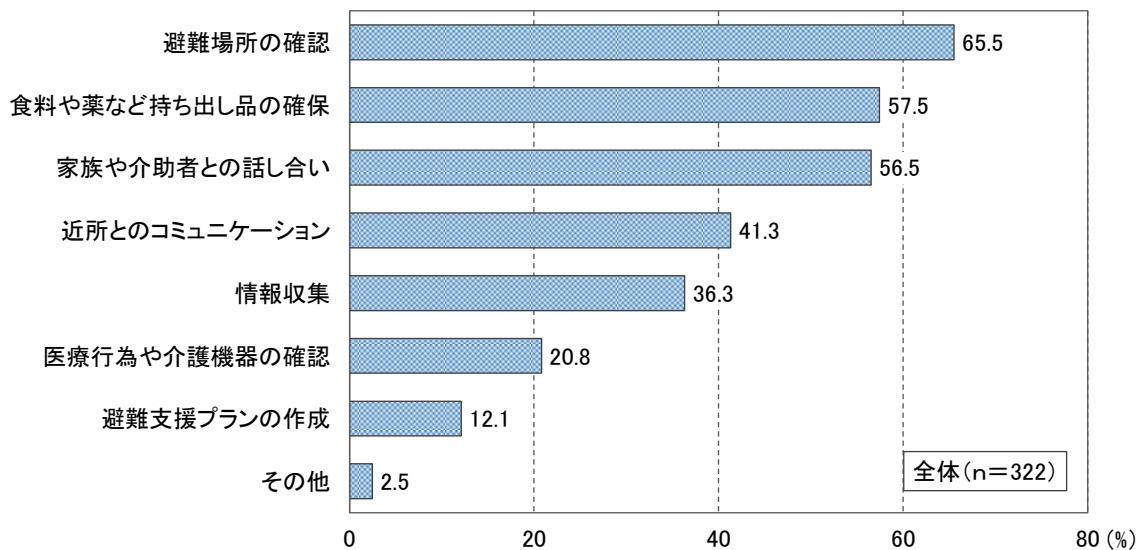
① 災害時に自分で避難できるか（単数回答）

災害時に自分で避難できるかについては、「できる」が50.3%と最も高く、次いで、「できない」(29.5%)、「わからない」(18.6%)の順となっています。



② 災害時に対して心がけておくこと（複数回答）

災害時に対して心がけておくことが大切だと思うことは、「避難場所の確認」が65.5%と最も高く、次いで、「食料や薬など持ち出し品の確保」(57.5%)、「家族や介助者との話し合い」(56.5%)の順となっています。



◆災害時の避難等に関するポイント

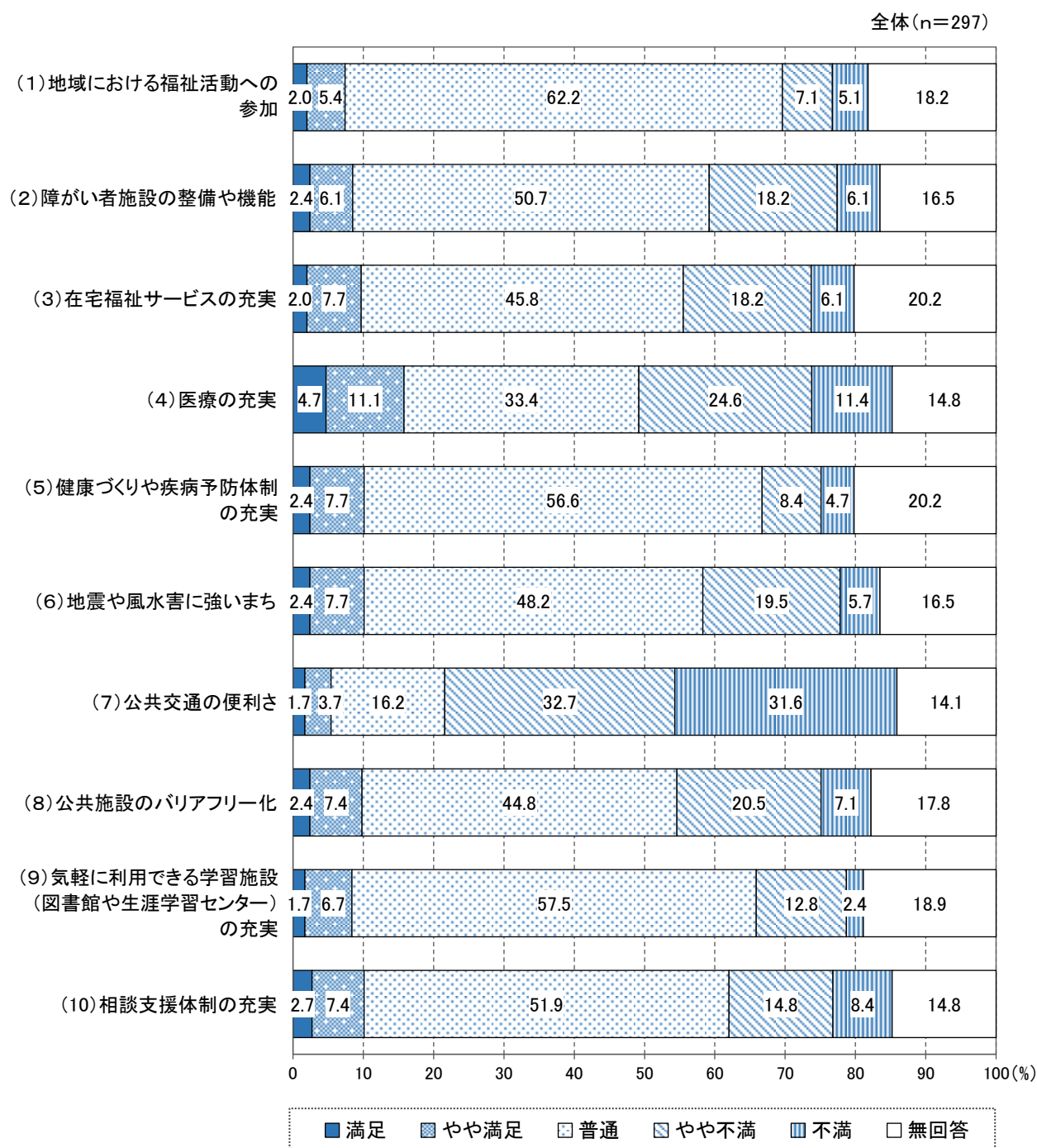
- ・災害時に自分で避難できるかについて、「できない」と「わからない」を合わせると約48%と、回答者の約半数が自力避難に困難や不安を抱えていることがわかります。
- ・災害への備えとして「避難場所の確認」や「食料や薬など持ち出し品の確保」の意識は比較的高い一方、「避難支援プランの作成」の割合は低く、個別支援計画の重要性についての周知と普及が課題です。

(9) 市の施策について

① 市の障害福祉の取組についての満足度（単数回答）

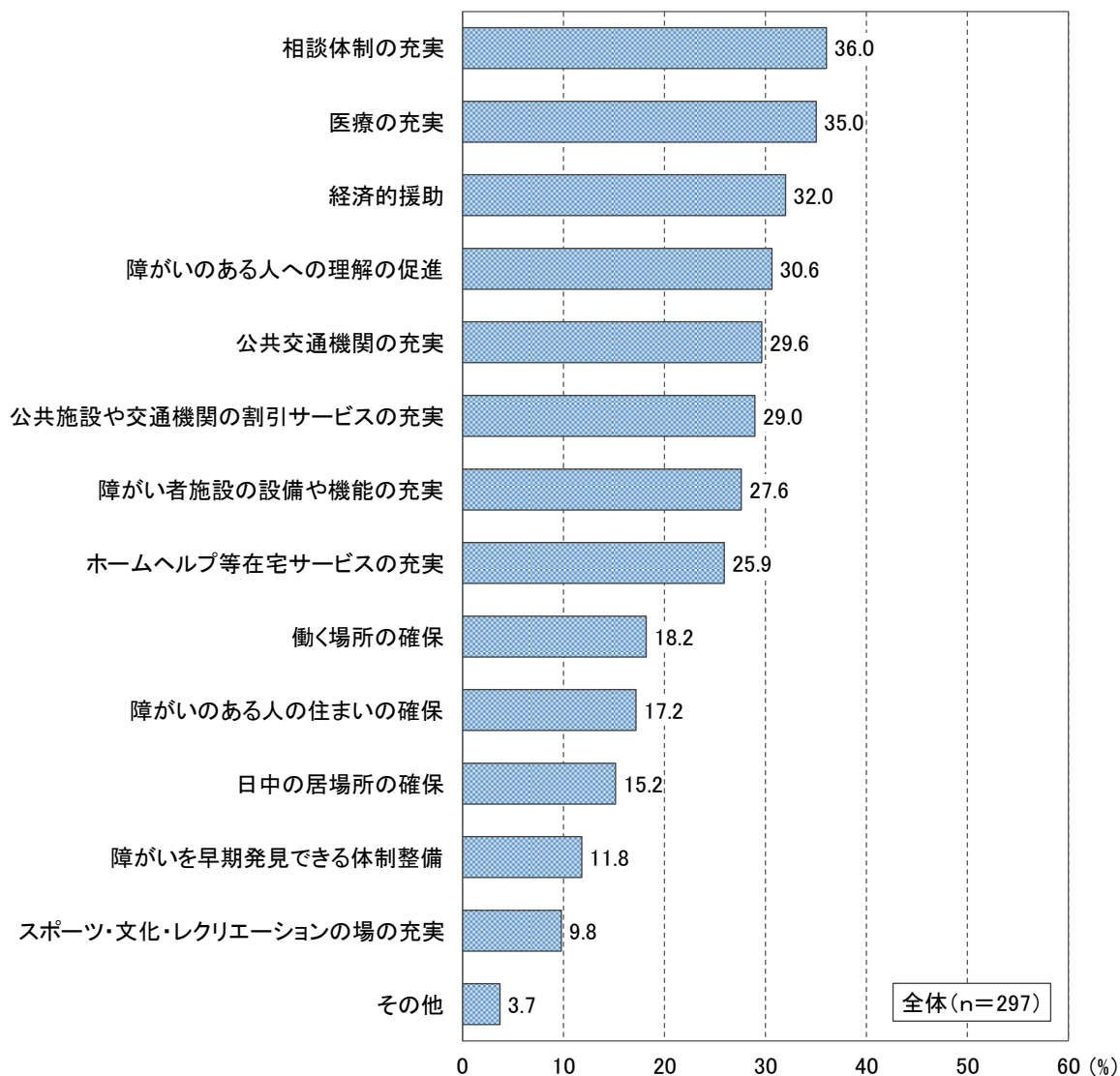
「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”では、「(4) 医療の充実」が 15.8%と最も高く、次いで、「(10) 相談支援体制の充実」・「(5) 健康づくりや疾病予防体制の充実」・「(6) 地震や風水害に強いまち」(10.1%で同率)の順となっています。

また、「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”では、「(7) 公共交通の便利さ」が 64.3%と最も高く、次いで、「(4) 医療の充実」(36.0%)、「(8) 公共施設のバリアフリー化」(27.6%)の順となっています。



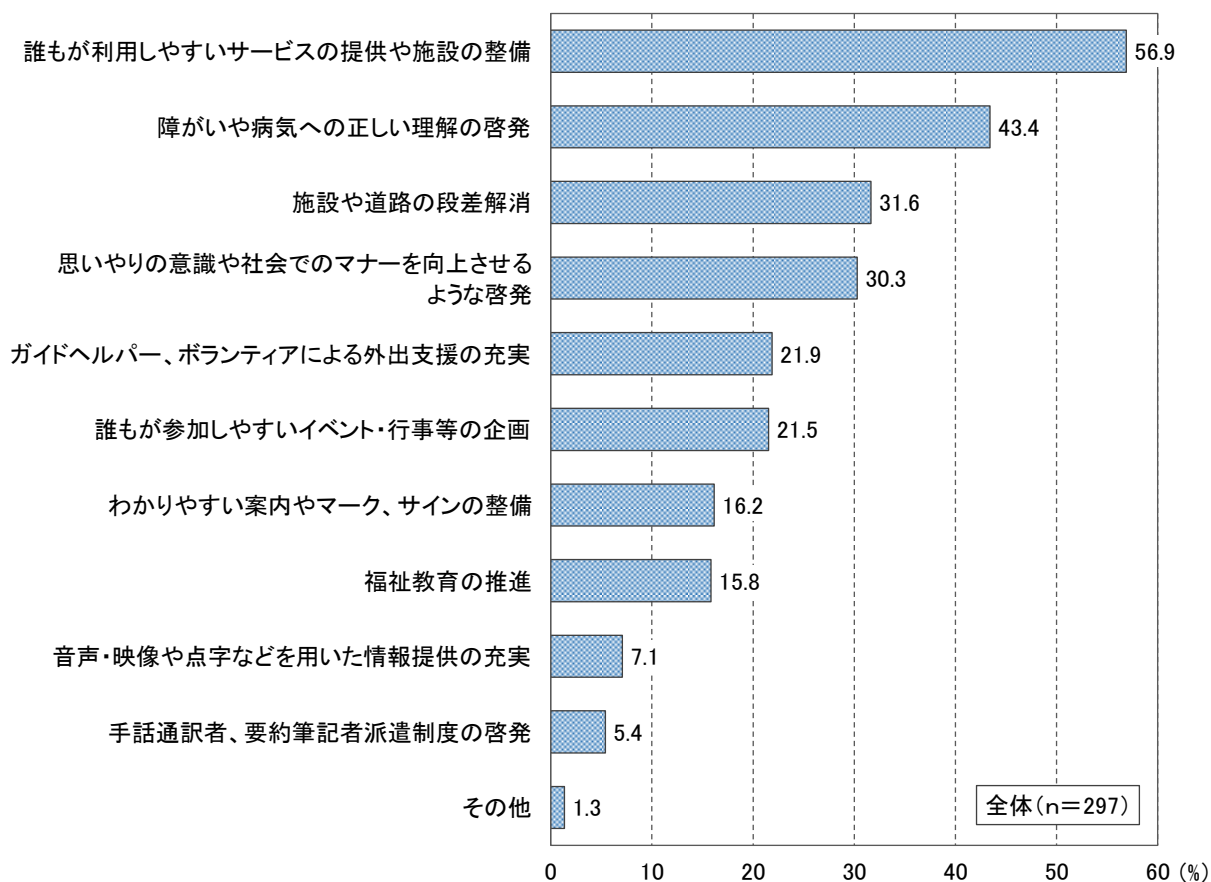
② 暮らしやすくなるために、福祉施設や行政等に望むこと（複数回答）

「相談体制の充実」が 36.0%と最も高く、次いで、「医療の充実」（35.0%）、「経済的援助」（32.0%）の順となっています。



③ バリアフリー化（精神的、物理的）を推進するために、市が特に力を入れるべき施策（複数回答）

「誰もが利用しやすいサービスの提供や施設の整備」が 56.9%と最も高く、次いで、「障がいや病気への正しい理解の啓発」（43.4%）、「施設や道路の段差解消」（31.6%）の順となっています。



◆市の施策に関するポイント

- ・ 施策の満足度について、「満足」「やや満足」を合わせた“満足”が最も高い項目は「医療の充実」ですが、全項目を通じて“満足”の水準は低く、「やや不満」「不満」を合わせた“不満”では「公共交通の便利さ」が突出して高くなっています。公共交通は障がいのある方の社会参加や通院・通所に直結する課題であり、交通手段の確保に向けた取組が課題となっています。
- ・ 行政への希望では「相談体制の充実」、「医療の充実」、「経済的援助」が上位を占めており、生活基盤に関わる施策への期待が高い状況です。バリアフリー推進では「誰もが利用しやすいサービスの提供や施設の整備」と「障がいや病気への正しい理解の啓発」が高く、ハード・ソフト両面からの取組が求められています。